

令和7年2月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第4153号 損害賠償請求控訴事件、同年(ネ)第4287号 同  
附帯控訴事件(原審・東京地方裁判所令和5年(ワ)第24442号)

口頭弁論終結の日 令和6年12月23日

判 決

控訴人兼附帯被控訴人(原審被告)

上 杉 隆

(以下「控訴人」という。)

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

喜 田 村 洋 一

被控訴人兼附帯控訴人(原審原告)

立 花 孝 志

(以下「被控訴人」という。)

主 文

- 1 本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
  - (1) 控訴人は、被控訴人に対し、10万円及びこれに対する令和5年9月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
  - (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 被控訴人の本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審ともにこれを5分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴等の趣旨

1 本件控訴

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

## 2 本件附帯控訴

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、50万円及びこれに対する令和5年9月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要等

- 1 本件は、被控訴人において、控訴人がX（旧ツイッター）に被控訴人の名誉を毀損する内容のポストを投稿したことによって被控訴人の社会的評価が低下したと主張して、控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として慰謝料160万円及びこれに対する不法行為の後である令和5年9月17日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求について、30万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却する判決をしたところ、控訴人が敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人が敗訴部分の一部を不服として（50万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で）附帯控訴した。

- 2 前提事実、主な争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁2行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「なお、被控訴人は、令和4年1月20日、東京地方裁判所において、威力業務妨害などの罪により懲役2年6月、執行猶予4年の有罪判決を受け、これを不服として控訴及び上告をしたが、令和5年3月22日、最高裁判所において、上告を棄却する決定を受け、上記有罪判決が確定した（乙2、3）。」

- (2) 原判決2頁9行目の「同検察庁は」を「同検察庁の検察官は」と改める。
- (3) 原判決2頁10行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「(4) 被控訴人は、令和5年9月15日、記者会見を開き、本件各事件について

て嫌疑不十分を理由として不起訴処分になった旨を公表した（甲5ないし7）。」

(4) 原判決2頁11行目の「(4)」を「(5)」と改める。

(5) 原判決3頁1行目の冒頭から同頁2行目の末尾までを次のとおり改める。

「ア 本件ポストの投稿当時、被控訴人に対しては、①控訴人を被害者とする偽計業務妨害、②株式会社NOBORDER（以下「訴外会社」という。）を被害者とする偽計業務妨害及び③政治資金規正法違反の各被疑事件（以下、これらを併せて「本件各別件1」という。）について捜査が継続していた。したがって、本件事実2は真実である。

イ 本件ポストの投稿当時、被控訴人に対しては、本件各別件1以外にも、④詐欺、⑤出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反、⑥名誉毀損2件及び⑦侮辱の各被疑事件（以下、これらを併せて「本件各別件2」という。）について捜査が継続していた。したがって、本件事実2は真実である。」

(6) 原判決3頁15行目の「複数の事件」の次に「(本件各別件1及び2)」を加える。

(7) 原判決3頁22行目の「本件ポストによって」を「本件ポストの内容は、被控訴人が執行猶予期間中であるにもかかわらず、新たな犯罪を犯しておきながら、平気で虚偽の内容の記者会見を行う人物であると評価させるもので、被控訴人の支持者を減らそうとすることを企図したものといえるから、その投稿によって」と、同行目の「160万円」を「少なくとも50万円」とそれぞれ改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原判決とは異なり、被控訴人の請求は10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の

判断」1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁3行目の「前提事実(4)」を「前提事実(5)」と改め、同頁6行目の「明らかである。」の次に「そして、本件事実1については、真実ではなかったことが認められる（前提事実(3)）。」を加える。
- (2) 原判決4頁7行目の「本件事実2の真実性」を「本件事実2が真実か」と改める。
- (3) 原判決4頁8行目から同頁9行目にかけての「会社（以下「訴外会社」という。）」を「訴外会社」と、同頁11行目以下の各「本件ポスト投稿」をいずれも「本件ポストの投稿」とそれぞれ改め、同頁13行目の「大橋昌信」の次に「(以下「大橋」という。）」を加え、同頁17行目から同頁18行目にかけての「真実である旨陳述（乙4）ないし供述する」を「真実である旨主張し、これに沿う証拠として陳述書（乙4）を提出するとともに、同旨の供述をする」と改める。
- (4) 原判決5頁26行目から同6頁1行目にかけての「被疑者として本件告訴事件①ないし③の捜査が」を「被疑者とする本件各別件1についての捜査が」と改め、同行目の「認められない。」の次に改行して次のとおり加え、同行目の「なお、」から同頁3行目の末尾までを削る。
- (5) 控訴人は、本件ポストの投稿当時、被控訴人に対しては、本件各別件1以外にも、④NHK党から多額の金銭を借り入れた後にその党首を大津綾香に譲ったことが詐欺に当たるのではないかということで、大阪の方で捜査本部が設置されて捜査中であつたし（以下、この被疑事件を「本件詐欺事件」という。）、⑤被控訴人自身が令和6年7月10日の記者会見で「皆さんからお金を出してもらったのが二、三年前であり、この件で私が東京地検特捜部から捜査を受けたのが去年（令和5年）である」旨を話しており、この出資法違反の被疑事件（以下「本件出資法事件」という。）について、また、⑥杉田勇人（以下「杉田」という。）及び山中裕（以下「山中」

という。)がそれぞれ告訴人となって被控訴人を被疑者として告訴した名誉毀損の被疑事件2件(以下、併せて「本件名誉毀損事件」という。)について、さらに、⑦侮辱の被疑事件(以下「本件侮辱事件」という。)について、それぞれ捜査が継続していた旨主張するのに対して、被控訴人は、いずれも争っているので、以下検討する。

#### ア 本件詐欺事件について

控訴人が証拠として提出する令和6年7月26日に行われた被控訴人の定例記者会見のライブ配信(乙13の1)によっても、「要は、立花孝志が巧妙な詐欺をしたと疑ってるんだと思うんですよ。」とか、「現に警察はそれを相当、今も疑ってるんだろかなと思うんです。」などと被控訴人の推測を含む抽象的な発言の中で触れられているにすぎず、ほかに、欺罔行為を中核とする被疑事実が具体的にどのようなものであるか、捜査機関において被控訴人を被疑者として被害者から事情聴取をしたなどといった事実を認めるに足りる的確な証拠もないことからすれば、そもそも本件詐欺事件が被疑事件として捜査が行われていたとは認めることができない。

#### イ 本件出資法事件について

控訴人が証拠として提出する乙15号証の1によれば、令和6年7月10日に行われた被控訴人の定例記者会見のライブ配信において、被控訴人自身が「出資法違反とかっていうのは、確かに可能性は僕もあるなと思ってたんですけど、そこに関しては、既に東京地検特捜部が、その疑いがあると思って調べていることは間違いない」と述べていることが認められるが、ほかに、被疑事実が具体的にどのようなものであるか、東京地検特捜部において被控訴人を被疑者として被害者から事情聴取したなどといった事実を認めるに足りる証拠がないことからすれば、本件出資法事件が被疑事件として捜査が行われていたと認めることは困難で

ある。

ウ 本件名誉毀損事件について

証拠（乙14の1）によれば、令和6年7月24日の被控訴人のYouTubeチャンネルにおいて、被控訴人自身が「私に対してですね、杉田勇人と山中裕が名誉毀損で訴えてた件をですね、二、三週間前に検察の方に行ってきました。あの件については私が被疑者なんですが、」と述べていることが認められ、このことからすれば、本件名誉毀損事件は、少なくとも同月上旬頃、被疑事件として捜査が行われていたと認められる。

もっとも、被控訴人は、本件名誉毀損事件に係る発言をしたのは同年3月であると主張している上、杉田及び山中がいつ告訴してそれが捜査機関に受理されたのかは、証拠上明らかではないから、本件ポストが投稿された当時、本件名誉毀損事件が被疑事件として捜査が行われていたとまでは認められない。

エ 本件侮辱事件について

上記ウのYouTubeチャンネルにおいて、被控訴人が、「私がいわゆる被疑者で被害者と名乗る人がですね、私が書類送検されてると書き込んでる人がいます。(中略)事実として侮辱罪というので書類送検されてるのは事実なんですけども、」と述べていることからすれば、本件侮辱事件は、令和6年7月24日当時、被疑事件として捜査が行われていたと認められる。

もっとも、被控訴人は、本件侮辱事件に係る発言をしたのは令和5年9月16日より後である旨主張している上、被害者がいつ告訴してそれが捜査機関に受理されたのかは、証拠上明らかではないから、本件ポストが投稿された当時、本件侮辱事件が被疑事件として捜査が行われていたとまでは認められない。」

(5) 原判決6頁4行目の冒頭に「(6)」を、同行目の「したがって、」の次に「本

件各別件 1 及び 2 についてその捜査が継続していたとは認められないから、」をそれぞれ加える。

(6) 原判決 6 頁 5 行目の「本件事実 1 及び 2 の真実相当性」を「本件事実 1 及び 2 が真実であると信じたことについて相当の理由があるか」と改める。

(7) 原判決 6 頁 1 1 行目の「甲 7」を「前提事実(4)」と、同頁 1 2 行目の「本件事件」を「本件各事件」とそれぞれ改める。

(8) 原判決 6 頁 2 1 行目の冒頭に「ア」を、同行目及び同 7 頁 2 行目の各「③」の次にいずれも「(本件各別件 1)」をそれぞれ加え、同 6 頁 2 1 行目から同 7 頁 2 2 行目にかけての「継続していたと」を「継続しているものと」と、同行目の「供述するが」を「主張し、これに沿う証拠として陳述書 (乙 4) を提出するとともに、同旨の供述をするが」と、同 7 頁 2 行目から同 7 頁 3 行目にかけての「相当な理由」を「相当の理由」とそれぞれ改める。

(9) 原判決 7 頁 4 行目の冒頭から同 7 頁 7 行目の末尾までを次のとおり改める。

「 イ また、控訴人は、本件ポストの投稿当時、本件各別件 1 以外にも、本件各別件 2 について捜査が継続しているものと認識していた旨主張し、被控訴人に対しては本件各別件 1 以外にも「多数の案件が告訴されていることを、私は知っています。」と記載した陳述書 (乙 4) を提出するとともに、同旨の供述をする。

しかし、上記のような抽象的な証拠のみによっては、控訴人において、本件ポストの投稿当時、本件各別件 2 について捜査が継続しているものと信じていたことが立証されたことになるものではないし、仮に控訴人がそのように信じたとしても、相当の理由があるということとはできない。」

(10) 原判決 7 頁 8 行目の冒頭に「ウ」を加える。

(11) 原判決 8 頁 1 行目の「脅迫と威力業務妨害の罪で」を「威力業務妨害等の罪により」と、同 2 行目の「(弁論の全趣旨)」を「(前提事実(1))、被控訴人の主張に従ったとしても、被控訴人は、本件ポストの投稿後、本件名誉毀

損事件及び本件侮辱事件に係る発言を自らして、被害者から告訴されていることをYouTubeチャンネルで公言していること」と、同頁3行目の「程度が」を「低下が」とそれぞれ改め、同行目の「認め難い」の次に「(なお、被控訴人は、①本件ポストの内容が、執行猶予期間中であるにもかかわらず、新たな犯罪を犯しておきながら、平気で虚偽の内容の記者会見を行う人物であるとの印象を与えるもので、②被控訴人の支持者を減らそうとすることを企図したものである旨主張するが、①については、前記のとおり、被控訴人が、執行猶予期間中であるにもかかわらず、本件名誉毀損事件及び本件侮辱事件により被害者から告訴されていることは事実であるから、仮に被控訴人の主張するような印象を閲覧者に持たれたとしても、社会的評価の低下はさほど大きいとは認められないし、②については、仮に控訴人にそのような意図があったとしても、前記のとおり、控訴人が被控訴人と対立する関係にあることが一定程度周知されていたとうかがわれることを踏まえれば、必ずしも損害額を上積みすべき要素とみるまでもないというべきである。)」を加え、同頁5行目の「30万円」を「10万円」と改める。

## 2 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容して、その余を棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であるから、本件控訴はその限度で理由があり、本件附帯控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

木納敏和

木 納 敏 和





これは正本である。

令和7年2月12日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官

岡本幸

絵

